記 者 発 表 資 料

令和８年２月１３日
東 北 地 方 整 備 局

有資格業者に対する指名停止措置について

指名停止措置の概要

１．指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	登録種別	住所
①クレハ建設株式会社 ②クレハ・林経常建設共同企業体	①② 工事	①福島県いわき市錦町綾ノ町１６ ②福島県いわき市錦町綾ノ町１６

２．指名停止措置期間

令和８年２月１３日　～　令和８年３月２６日　　（　　①②　６週間　　）

３．指名停止措置の範囲

東北地方整備局管内

４．事実概要

クレハ建設(株)は、福島県内及び茨城県内で請け負った民間発注の工事において、建設業法第３条第１項の許可を受けないで建設業を営むものと同法施行令第１条の２第１項で定める軽微な建設工事の範囲を超えて下請契約を締結した。

このことが同法第２８条第１項第６号に該当するとして、令和７年１２月２２日、建設業許可部局である東北地方整備局長から監督処分（営業停止１０日間）を受けた。

また、クレハ・林経常建設共同企業体は、クレハ建設(株)を構成員とする共同企業体であり、当該共同企業体についても措置の対象となる。

５．指名停止措置理由

上記のことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」それぞれの別表第２第１３号に該当する。

参考

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」 別表第２（抜粋）

措　置　要　件	期　間
（建設業法違反行為） 13　当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

＜発表記者会：宮城県政記者会、福島県政記者クラブ、
東北電力記者会、東北建設専門紙記者会＞

問い合せ先
国土交通省　東北地方整備局（ＴＥＬ　022-225-2171）（代表）
○ 総務部　契約課　　課長　　佐藤（さとう）　貞弘（さだひろ）　（内線　2511）
建設専門官　渋谷（しぶや）　隆博（たかひろ）　（内線　2512）
総務部　経理調達課　契約管理官　山田（やまだ）　耕平（こうへい）　（内線　6221）
○は本件の主務課です。